光が丘地区学校跡施設（青葉小学校）利活用に関する
サウンディング型市場調査　事業概要資料

１．事業の目的

光が丘地区では、昭和３０年代後半から５０年代にかけて住宅開発が進み、人口の増加と合わせ、保育園、学校、公民館などの公共施設を整備してきました。

現在は、療育センター陽光園や陽光台保育園など、子どもに関する公共施設の多くが築４０年以上を経過しており、建て替えなどを検討する時期を迎えています。また、市教育委員会では、小・中学校の児童生徒数の減少に伴い、令和７年３月に青葉小学校を閉校し、同年４月に光が丘小学校、陽光台小学校、並木小学校に再編するという対応方針を定めました。

本事業は、こうした背景を踏まえ、今後未利用となる学校跡施設（青葉小学校）を有効活用し、子どもに関する施設を中心とした公共施設の再編を行うことで、将来にわたり、持続可能な地域づくりの実現を目指します。

これまでの取組としては、令和３年度は、市民対話ワークショップ等を実施し、それらの成果を踏まえて、令和４年８月に光が丘地区学校跡施設（青葉小学校）利活用基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、基本理念や方針（視点）を定めました。

また、令和４年度に実施した市民検討会等を踏まえ、令和５年１２月には、学校跡施設と隣接する光が丘公民館を同一敷地内で併せて整備する「取組の方向性」を定めたところです。

現在は、基本構想の具体化に向け、具体的な施設計画、民間活力の導入可能性を踏まえた基本計画の策定に向けた取組を進めています。

※取組の詳細は、本概要資料のほか、相模原市ホームページ「光が丘地区の公共施設再編に向けた取り組み」を参照ください。
https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/chuoku/1024162.html

２．基本方針等

（１）基本理念

光が丘地区は、昭和４０年代から昭和５０年代の人口急増期に宅地化が進み、住宅中心の街並みが形成され、住民相互の交流も進み、お祭りなどの地域イベントが多く、子ども達を地域で育てるための活動も盛んに行われる各世代が輝いているまちです。

新しく生まれ変わる施設は、学校のように子どもが主役となり、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して利用でき、災害時の拠り所ともなる、みんなが集う光が丘地区の拠点として、次のとおり基本理念を設定します。

光が丘ランドマーク

～ 子ども達がつくり　活躍し　ずっと続いていく
共にささえあい みんなが笑顔になれる　陽だまりのような場所 ～

（２）方針（視点）

基本理念に基づいて再編・再整備する公共施設の具体化に必要な要素について、市民対話ワークショップ等における意見や公共施設マネジメントの視点を踏まえた５つの方針（視点）として掲げます。

方針１　地域とともに子どもを育む拠点として活用します

施設の老朽化により再整備が必要である療育センター陽光園及び陽光台保育園のリニューアルを行うとともに、地域とともに子どもが安心して楽しく学び、遊べる場所を確保することで、子どもを育む拠点となる施設を目指します。

また、地域の活動を意識した周辺施設とのつながりを図ります。

方針２　災害時の拠点として活用します

現在、災害時の避難所等として指定されていることを踏まえ、引き続き、避難する場としての機能を確保し、地域の安全・安心をみんなで創る施設を目指します。

方針３　地域の魅力やゆるやかな繋がりを大切にします

学校が担ってきた地域コミュニティの場としての役割を踏まえ、各世代が活躍でき、地域間や世代間が緩やかに繋がることができる施設を目指します。

また、地域・地元の企業・行政などの様々な主体との協働により、更なる地域の魅力向上と持続可能な地域づくりに取り組みます。

方針４　青葉小学校のストックを大切にします

貴重な資産として、校舎や体育館などの躯体構造を生かし、可能な限り改修による利活用を行うことにより、財政負担の軽減を図るとともに、周辺の良好な住環境に配慮した地域に馴染む施設を目指します。

また、青葉小学校の特徴であるシンボルツリーの「くすの木」や、校庭などの屋外空間を有効活用します。

方針５　時代に即したやさしい施設にリニューアルします

施設のリニューアルに当たっては、施設を訪れる誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに対応するとともに、地球環境への負荷を軽減するための自然エネルギーの導入や省エネルギー化など、時代の要請やニーズに合ったみんなにやさしい施設を目指します。

（３）取組の方向性

令和４年度の市民検討会成果をまとめた「地域・子ども活動機能」については、「公民館機能」と同一の場所にあることで、より利便性が高められ連携しやすいと考えられることや、青葉小学校の利活用に向けた改修とほぼ同時期に光が丘公民館の長寿命化改修が必要なことから、次のとおり取組の方向性を定めています。

【取組の方向性：Ｐ８～Ｐ９に現状と敷地利用計画（想定）の概略図を掲載しています。】
・Ａ棟・Ｃ棟は、療育センター（陽光園）、保育園等として活用します。
・光が丘公民館を青葉小学校の跡地に移転します。
・小学校のＢ棟を解体し、「公民館機能」、「地域・子ども活動機能※」「青葉児童館の機能」に必要な建物を新築します。
・未利用となった土地は売却等により、事業の財源として活用します。

※地域・子ども活動機能とは・・
・学校が担ってきた地域コミュニティの場としてしての役割や子ども・若者を育む拠点として、子どもたちや子どもの育成等を目的とした団体の利用のほか、全年代の地域の皆様が利用できる機能を想定しています。

地域・子ども活動機能に必要な主な諸室等
滞在型図書室、保育室・遊戯室、防音多目的室、調理室・ランチルーム、体育館、グラウンド、くすの木周辺等

３．敷地概要

（１）事業対象地の位置

事業対象地は青葉小学校の敷地（下図の赤枠）です。

図表　事業対象地周辺図

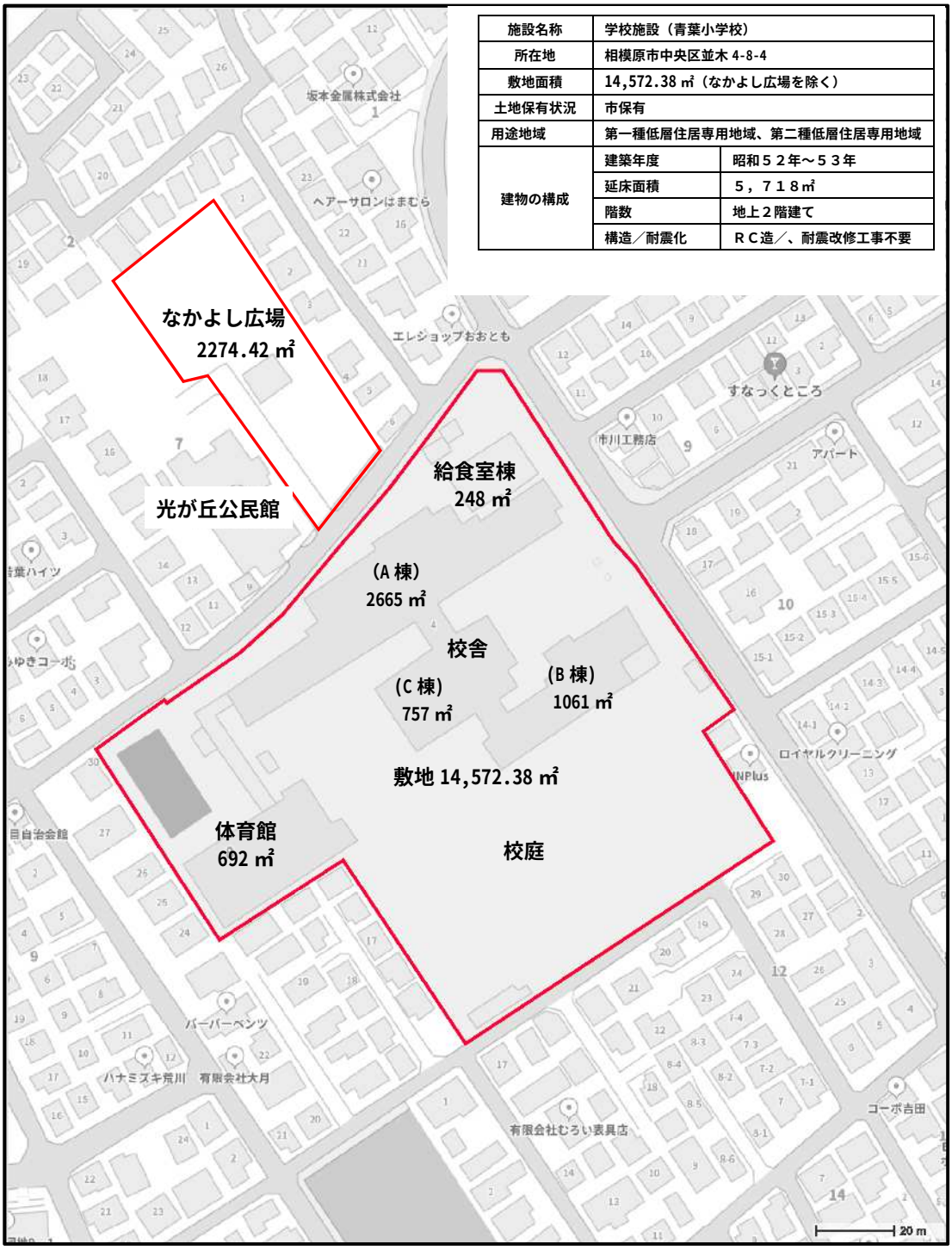

施設名称	学校施設（青葉小学校）	
所在地	相模原市中央区並木 4-8-4	
敷地面積	14,572.38 ㎡（なかよし広場を除く）	
土地保有状況	市保有	
用途地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	
建物の構成	建築年度	昭和５２年～５３年
	延床面積	５，７１８㎡
	階数	地上２階建て
	構造／耐震化	ＲＣ造／、耐震改修工事不要

（２）用途地域等

事業対象地の用途地域等の指定状況は下表のとおりです。

図表　事業対象地の敷地概要

	青葉小学校用地（なかよし広場用地を除く）	
住居表示	相模原市中央区並木４丁目８番４号	
敷地面積	14,572.38 ㎡	
	10,785.89 ㎡	3,786.49 ㎡
用途地域	第一種低層住居専用地域 （過半を占める用途地域）	第二種低層住居専用地域
容積率	１００	１００
建ぺい率	５０	５０
防火・準防火地域	準防火地域	準防火地域
高さ制限	絶対高さ制限　１０ｍ 道路斜線制限　規制あり 隣地斜線制限　規制なし 北側斜線制限　規制あり	絶対高さ制限　１０ｍ 道路斜線制限　規制あり 隣地斜線制限　規制なし 北側斜線制限　規制あり
日影規制 ※	対象建築物： 軒の高さが７ｍを超える、または、地階を除く階数が３以上の建築物 規制される日影時間： 境界線から 5m 超え 10m 以内の範囲　3 時間 境界線から 10m を超える範囲　2 時間 平均地盤面からの高さ　1.5m	対象建築物： 軒の高さが７ｍを超える、または、地階を除く階数が３以上の建築物 規制される日影時間： 境界線から 5m 超え 10m 以内の範囲　3 時間 境界線から 10m を超える範囲　2 時間 平均地盤面からの高さ　1.5m
立地適正化計画	居住誘導区域	居住誘導区域
景観計画地区	まちの地域	まちの地域
屋外広告物許可地域	自然系許可地域	自然系許可地域

※　既存建築物の軒の高さが７ｍを超えるため、日影規制の検討が必要です。

（３）公共交通等

近接する南橋本青葉線沿いにバス停留所「青葉児童館前」、「弥栄二丁目」があり、相模大野駅北口行と淵野辺駅南口行で 1 日 67 本が停留しています。また、光が丘 5 号線沿いにはバス停留所「上溝保育園前」があり、1 日 44 本程度が停留しています。

図表　最寄りのバス停位置

図表　事業対象地周辺のバス停及び運行本数

施設	バス停	系統	行先	運行本数
青葉小学校	青葉児童館前 （神奈川中央交通）	相 05 淵 36 淵 37	相模大野駅北口 淵野辺駅南口 淵野辺駅南口	1 系統 40 本 1 系統 15 本 2 系統 12 本
	弥栄二丁目 （神奈川中央交通）	相 05	相模大野駅北口	1 系統 40 本
	上溝保育園前 （神奈川中央交通）	淵 34 淵 35	淵野辺駅南口 淵野辺駅南口	1 系統 23 本 1 系統 18 本

令和 6 年 3 月 16 日ダイヤ改正時点

（４）光が丘地区の人口

光が丘地区の人口は、２０２５年（令和７年）時点では、２５，４７５人の見込みですが、４０年後の２０６５年（令和４７年）には、約３８％減少の１５，２８９人になると予測されています。

人口を年齢区分別に見ると、年少人口(０～１４歳)、生産年齢人口(１５～６４歳)、高齢者人口(６５歳以上)の全ての区分で減少し、特に年少人口は今後一貫して減少するなど少子化が進行する予測です。６５歳以上は、２０４３年に９，３４０人でピークを迎え、構成比は、約４６％程度で推移する見込みです。

＜光が丘地区の年齢 3 区分別人口（上）および構成比（下）の推移＞

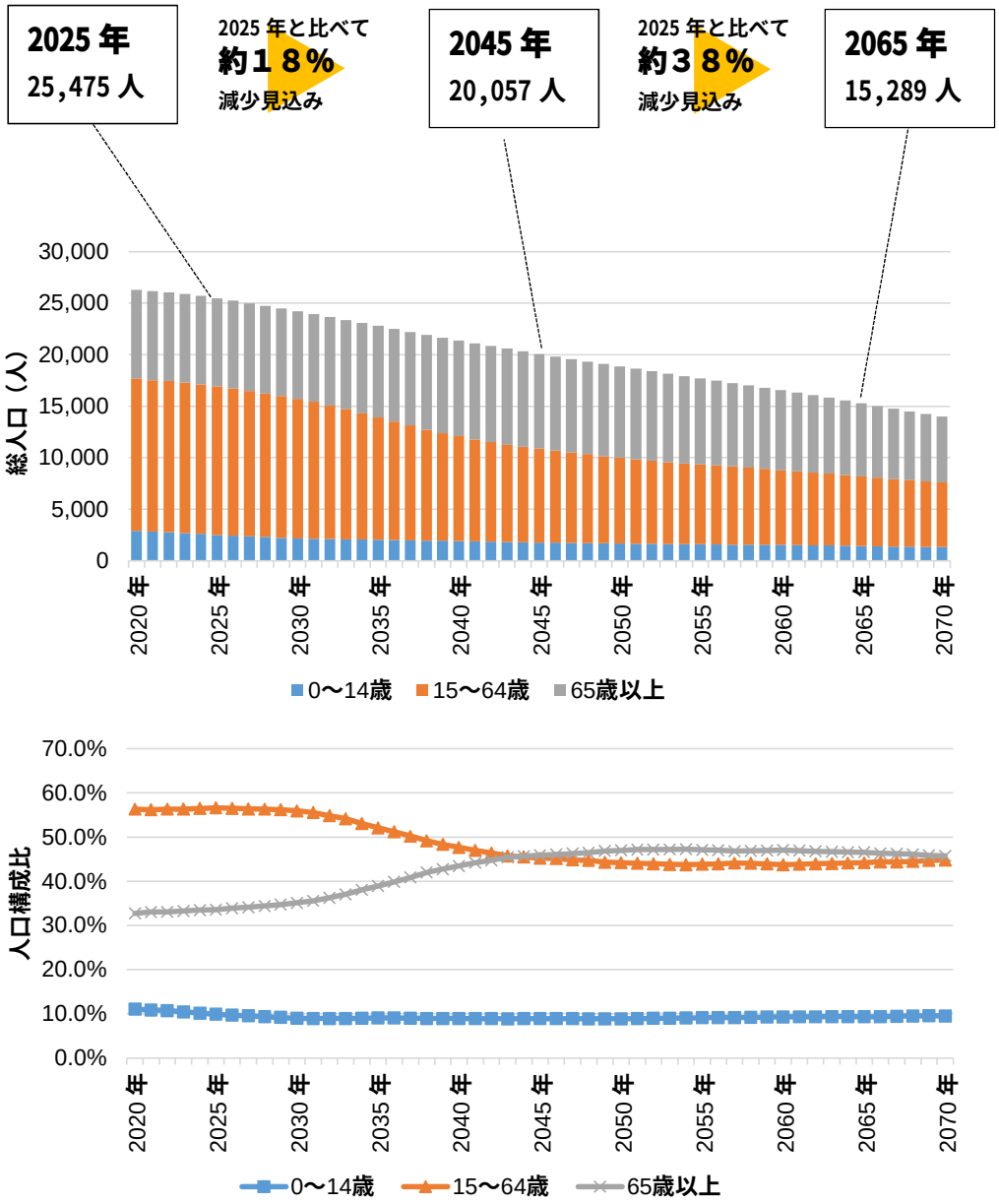

出典：2020 年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計

４．検討対象施設

本事業における再編・再整備等の検討対象施設は、再編・再整備を行う療育センター陽光園、障害者更生相談所、陽光台保育園、光が丘公民館、青葉児童館の５施設に加え、跡施設として利活用する青葉小学校の１施設です。

（１）検討対象施設（再編・再整備の対象）

検討対象施設の概要については、参考資料「公共施設カルテ」（障害者更生相談所を除く）を参照ください。

（２）検討対象施設（跡施設利活用の対象）

今後、閉校することとなる青葉小学校は、良好な住宅地に囲まれて立地しており、周辺環境に馴染んだ２階建ての低層建築物となっています。

既存ストックとなる青葉小学校の校舎や体育館などの屋内スペースや、校庭、プールなどの屋外スペースを可能な限り利活用して、公共施設の再編・再整備を行います。

既存ストックとなる諸室等		施設規模又は面積
屋内	校舎（Ａ棟、Ｂ棟、Ｃ棟）	2,665 ㎡、1,061 ㎡、757 ㎡
	体育館（屋内運動場）	692 ㎡
	給食室棟	248 ㎡
	その他倉庫など	295 ㎡
屋外	校庭	5,249 ㎡
	プール	-
	その他のスペース	駐車スペース、緑地帯など
	なかよし広場（道路向かい）	2,274 ㎡

（青葉小学校の概略図）

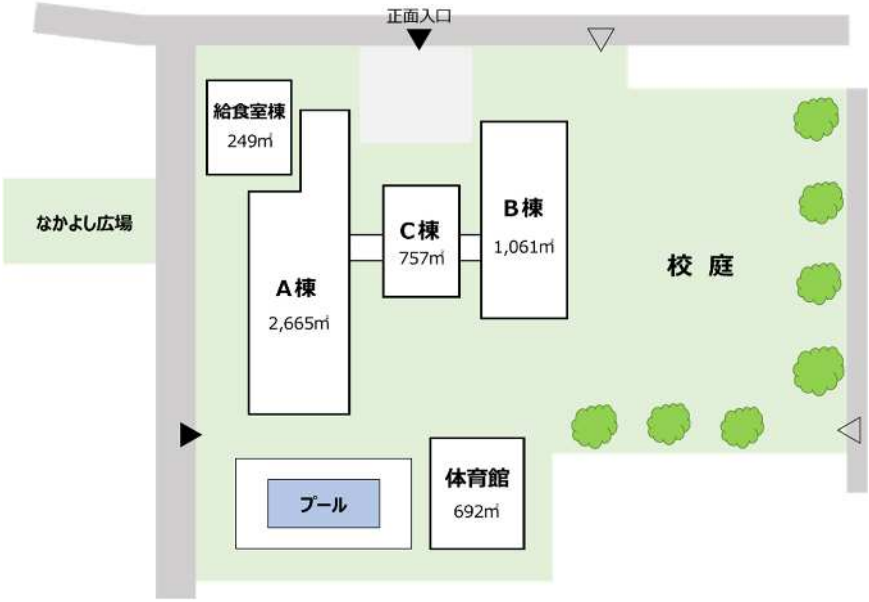

５．敷地利用計画

敷地利用計画として、再編・再整備を行う公共施設の規模や機能等を踏まえ、既存の校舎Ｂ棟及びプール等は解体して、青葉小学校用地を「校舎改修・Ｂ棟解体エリア」と「複合施設建設エリア」に分けて、施設整備を行う想定です。

なお、複合施設の敷地は、用途地域・建物規模等を踏まえ、「総２階建て」を想定し、約３０００㎡とします。（今後の諸室検討により、拡大することも想定しています。）

光が丘公民館と青葉小学校なかよし広場の跡地は、青葉小学校跡地の新施設整備に多額の費用がかかることが見込まれるため、売却等により事業の財源として活用する方針です。

なかよし広場の跡地は、工事期間中、工事ヤードとして使うことも検討します。

図表　敷地利用計画の概略図

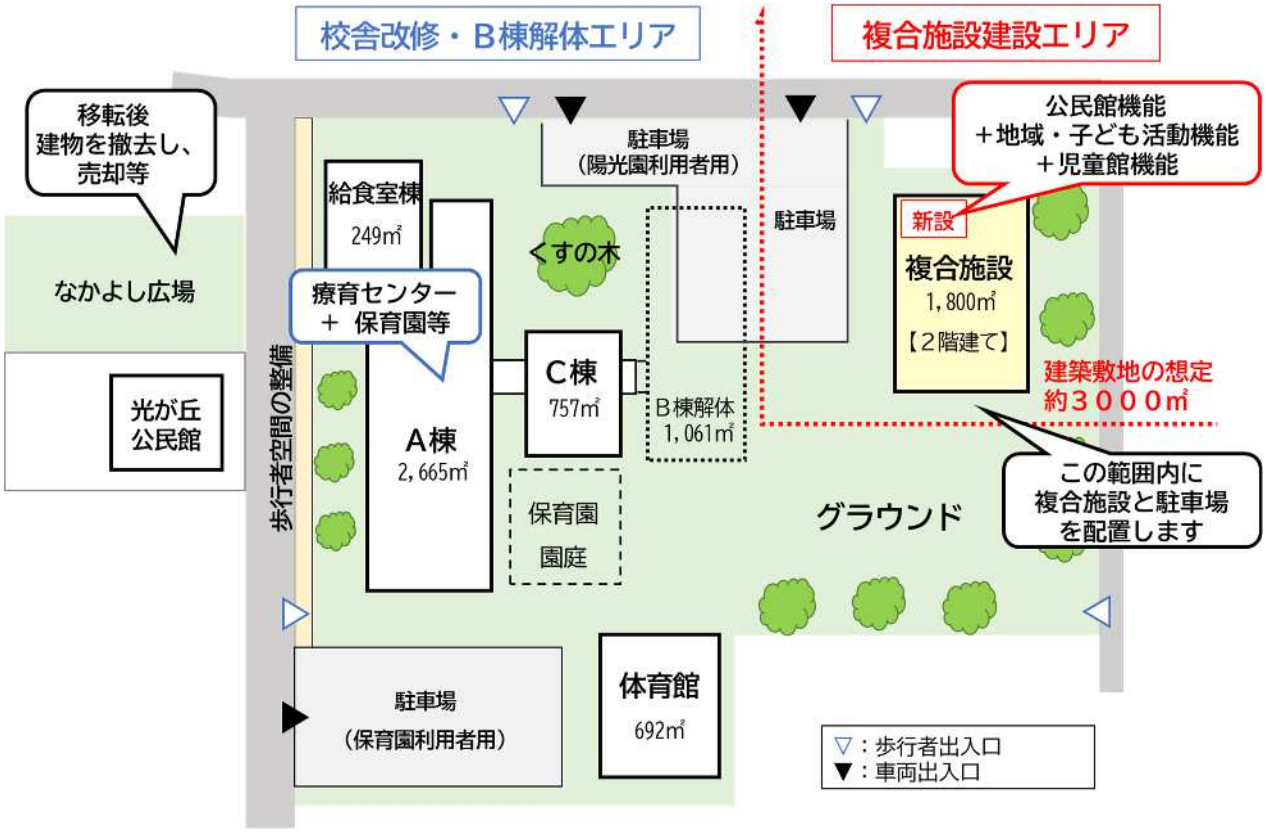

６．導入機能

（１）導入機能（校舎改修・B 棟解体エリア）

既存校舎を活用して、以下の機能を導入します。

ア　療育センター陽光園及び障害者更生相談所の機能

「相模原市立療育センター再整備基本計画」において、あるべき療育支援体制にふさわしい機能への再編としての方向性を示した「基本的な考え方」や「5 つの基本方針」の実現に向けて、時代に即した導入機能を定めます。

また、療育センター陽光園との利用者支援の継続性や機能の共通性が見込まれる障害者更生相談所についても、複合化を図ることとします。

(ア) 執務機能

機能の概要	・陽光園、療育相談室、発達障害支援センター、中央子育て支援センター療育相談班の事務室は、まとめて配置し、施設利用者にとってわかりやすいサービスを提供します。 ・発達や障害に関わる相談や、指導・判定などを行います。 ・専門的な療育相談の実施や関係機関等への療育技術指導支援や研修などを行います。
諸室(想定)	事務室（受付管理を含む）、会議室、相談室、更衣室、書庫、倉庫　等

(イ) 障害者更生相談所の機能

機能の概要	・障害者総合支援法に基づき、補装具費支給判定、医師の処方及び適合判定、自立支援医療費（更生医療）支給判定、医学的・心理学的及び職能的判定（知的障害の新規・再判定）を行います。 ・身体障害者手帳、療育手帳の発行等の事務を行います。
諸室(想定)	・事務室、相談室　等

(ウ)　(仮称)療育センター診療所の機能

機能の概要	・初期療育などの支援の充実のため、診療が必要な時期にある児等の診療を行います。 ・理学療法・作業療法・言語聴覚療法等の個別的な評価に基づき、機能訓練、摂食指導及び福祉機器相談等を行います。
諸室(想定)	受付・待合室（キッズスペースを含む）、診察室、理学療法室（ＰＴ）、作業療法室（ＯＴ）、言語聴覚療法室（ＳＴ）、聴力検査室、心理判定室等

(エ) 児童発達支援センター(ひだまり)の機能

機能の概要	・児童発達支援センターに必要な現在の機能を確保します。 ・事務室は、セキュリティや療育の迅速性の観点から、療育室に近接して設け、出入口に近い場所に配置します。 ・保育園や診療所等との連携を踏まえた動線を確保し、医療的ケア児への診療や連携体制を整えます。 ・現状と同等の園庭機能を確保します。プールは、維持管理・衛生面等の観点から、組み立て式を前提とします。

諸室・屋外活動の場（想定）	事務室（記録室）、医務室・静養室、療育室（一部機能訓練室を兼ねる）、指導室、判定室、観察室、マルチホール、相談室、会議室、オモチャライブラリー、休憩室、保護者控室、児童用トイレ、職員用トイレ、倉庫、厨房、調理員室、食品倉庫、園庭　等

イ　保育園の機能

「相模原市公立特定教育・保育施設等のあり方に関する基本方針」に基づき、公立施設としてのあり方・役割を果たすため、地理的なバランスに加え、保育の必要量や私立施設の配置状況、就学前児童数を踏まえた適正な配置バランスとなるように導入機能を定めます。

（ア）保育機能

機能の概要	・保育園に必要な既存機能を確保します。規模は、今後の児童推計や地域の私立保育所等の状況を踏まえ、定員を約９０名とします。 ・執務機能は、セキュリティや保育の迅速性の観点から、保育室に近接して設けるとともに、出入口に近い場所に配置します。 ・児童発達支援センター機能と連携しやすい体制を整えることで、今後の医療的ケア児への状況等の変化に対応しやすい体制を整えます。 ・現状と同等の園庭機能を確保します。プールは、維持管理・衛生面等の観点から、組み立て式を前提とします。
諸室・屋外活動の場（想定）	事務室兼医務室、乳児室（0才）、ほふく室（1才）、沐浴室、調乳室、保育室（2才～5才）、ランチルーム、園児・乳児用トイレ、布団・教材庫、倉庫、厨房、調理員室、食品倉庫、園庭　等

（イ）医療的ケア児等の受け入れ機能

機能の概要	・社会情勢等の変化を踏まえ、新たに医療的ケア児を積極的に受け入れるための機能を確保します。 ・受け入れ体制は、児童発達支援センターとの連携を図ります。
諸室(想定)	医療的ケア児受入室

（ウ）　一時保育の受け入れ機能

機能の概要	・家庭において保育されることが一時的に困難となった乳幼児等を一時的に預かり、必要な保育を行うための機能を確保します。
諸室(想定)	一時保育室

（２）導入機能（複合施設建設エリア）

既存の校庭を活用して、「公民館機能」、「地域・子ども活動機能」、「青葉児童館の機能」からなる施設を新設します。施設整備にあたって、類似機能を共有して、整備費用やランニングコストを抑えつつ、一体的かつ利用しやすい新しい施設の整備を目指します。

今後、（仮称）光が丘地区複合施設市民検討会の意見等を踏まえて、検討を行います。

図表　複合施設の機能イメージ

《光が丘公民館》

諸室	面積（㎡）	合計（㎡）
大会議室	171	1004
小会議室	37	
料理実習室	56	
茶室	28	
和室	91	
コミュニティ室	65	
保育室	38	
図書室・資料室	74	
事務室	40	
その他共用部	404	

《地域・子ども活動機能》

諸室	面積（㎡）	合計（㎡）
防音多目的室	128	1061
調理室・ランチルーム	128	
保育室・遊戯室	128	
滞在型図書室	190	
その他共用部	487	

《青葉児童館》

諸室	面積（㎡）
遊戯室・図書室・共用部等	253

《複合施設》

機能	諸室	面積（㎡）
公民館	大会議室	約1800
	小会議室	
	料理実習室	
	茶室	
	和室	
	コミュニティ室	
	保育室	
	図書室	
	事務室	
児童館	遊戯室①	
	遊戯室②（防音機能）	
	フリースペース（ランチルーム）	
	図書室	
	事務室	
共用部	共用部（トイレ・廊下等）	

※下線のある諸室は、機能が重複（類似）しているものを示しています。
※イメージのために作成したものであり、具体的な検討を行う中で、諸室の構成や面積の内訳は変わります。

（３）駐車場等

各施設に必要な駐車場や駐輪場等を確保します。駐車場等は、利用者ごとに利用日時や頻度などが異なるため、複数の車両出入口や駐車場等を配置します。

また、周辺道路への負荷を踏まえて、敷地に接する道路の歩道整備等、必要な安全対策を講じます。

図表　必要となる駐車場台数（案）

利用対象	台数	備考
療育センター陽光園等利用者用	２２台程度	イベント時等は共有利用も可能できる配置とする。
複合施設利用者用	２７台程度	
保育園利用者用（公用車駐車場を含む）	１６台程度	公用車用は６台想定

（４）災害機能

現在、災害時の避難所等として指定されていることから、施設のゾーニングに応じて、災害発生時における避難所等としての活用を図ります。

図表　現在の災害時機能

現在の災害機能	機能
青葉小学校	一時避難場所（地震）、避難所
光が丘公民館	地区現地対策班、地区災害対策本部、風水害時避難場所（土砂・風水害）

（５）想定規模

導入機能を踏まえた施設規模は下表のとおり想定しています。

図表　導入機能の想定規模（延べ床面積）

エリア	機能	想定規模※	考え方
校舎改修・B 棟解体エリア	療育センター陽光園 障害者更生相談所 保育所	4,400 ㎡	A 棟及び C 棟の既存校舎、既存給食棟、既存体育館等を改修して活用する。
複合施設建設エリア	公民館 児童館	1,800 ㎡	校庭部分に新築する。
合計		6,200 ㎡	―

※目安となる規模であり、今後の検討状況、設計等により変更となる場合があります。

７．官民役割分担（案）

（１）総則

本事業で実施する業務のうち、以下に示す施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務は、民間事業者に委ねることを想定しています。

図表　民間事業者が実施する業務（想定）

業務名			
施設整備業務	解体業務	解体撤去業務	・設計業務 ・解体撤去業務 ・各種申請等業務 ・近隣対応業務 ・その他関連業務
	改修業務	設計業務	・設計業務 ・各種申請等業務 ・その他関連業務
		工事監理業務	
		建設業務	・建設業務 ・各種申請等業務 ・近隣対応業務 ・その他関連業務
	新築業務	設計業務	・設計業務 ・各種申請等業務 ・その他関連業務
		工事監理業務	
		建設業務	・建設業務 ・各種申請等業務 ・近隣対応業務 ・その他関連業務
開業準備業務	開業までの維持管理業務		
	移転準備（現施設から複合施設への移転）業務		
維持管理業務	建築物保守管理業務		
	建築設備保守管理業務		
	修繕業務		
	清掃業務		
	環境衛生管理業務		
	警備業務		
	植栽維持管理業務		
	外溝保守管理業務		
	駐車場・駐輪場管理業務		

また、以下は、各施設で実施を想定している統括マネジメント業務及び運営業務となります。運営業務については、引き続き、市直営の業務とすることを基本に検討していますが、最右行

に▲を付けている業務については、本サウンディング型市場調査の結果を踏まえて、民間委託等を検討します。

図表　統括マネジメント業務及び運営業務（想定）

業務名			民間委託等を検討する業務
統括マネジメント業務			
	災害時の対応		▲
	施設利用者交流イベントの企画・運営		▲
運営業務			
	療育センター陽光園及び障害者更生相談所の機能に関する業務		
		執務機能に係る行政執務	
		障害者更生相談所に係る行政執務	
		(仮称)療育センター診療所に係る行政執務	
		児童発達支援センター(ひだまり)に係る運営業務	
	保育園機能に関する業務		
		保育園機能に係る業務	
	公民館機能に関する業務		
		貸室、エントランス等の利用調整・運営業務	▲
		図書室運営業務	
		主催事業の実施及び市民活動支援等業務	
	児童館機能に関する業務		
		児童館の運営業務	▲
	敷地外構に関する業務		
		グラウンドの運営業務	▲
	付加価値機能に関する業務		
		その他自主提案事業	▲

８．事業手法（案）

（１）総則

本事業の事業手法について、効率的かつ効果的な施設の整備等のため、官民連携手法の導入可能性を検討しています。

具体的には、前述の施設整備業務・開業準備業務・維持管理業務・統括マネジメント業務・運営業務を踏まえ、従来手法、DB 方式、PFI（BTO）方式等について、本サウンディング型市場調査の結果を踏まえつつ、今後市で検討していきます。

本事業の事業手法の検討にあたり、現在、市で検討中の内容は次のとおりです。

（２）管理運営の検討状況

施設の管理運営は、各事業内容や他地区への影響を考慮しつつ、効果的及び効率的な施設運営となるように、敷地全体の一体的な維持管理委託等の導入を検討していきます。

ア　管理

施設の全体管理は、施設管理のノウハウを持った事業者により、一体的な管理を行うことで、施設の安全性を確保し、効率的な管理を目指します。

イ　運営

療育センター陽光園に係る事業は、「相模原市立療育センター再整備基本計画」に基づく、官民の役割分担により初期療育と地域への支援に限定・充実した機能であることから、従来のとおり直営とします。

保育園に係る事業は、「公立特定教育・保育施設等のあり方に関する基本方針」や医療的ケア児童の積極的な受け入れを行う必要があるため、近隣の民間保育園との役割分担などを踏まえた上で、従来のとおり直営とします。

公民館に係る業務のうち、貸室、エントランス等の利用調整・運営業務以外の業務は、地域コミュニティの醸成に向けた学習機会の充実や地域住民のつながりを深めるため、計画的・継続的に活動を積み上げていく必要があることから、従来のとおり直営とします。児童館に係る事業は、児童館に係る事業は、子どもにとってより良い居場所とするため、現行の公設公営にこだわらず、今後の運営方法を検討します。

ウ　開館日及び開館時間

開館時間及び開館時間は、以下のとおり想定します。グラウンドや体育館の地域活用は、これまでの地域開放状況、施設特性、周辺の住環境に配慮した上で今後検討します。

図表　開館日及び開館時間の想定イメージ

	平日	土	日・祝日	年末年始
校舎改修・Ｂ棟解体エリア				
療育センター陽光園 障害者更生相談所	8：30～17：00	―	―	―
陽光台保育園（体育館を含む）	7：00～19：00	7：00～18：00	―	―
複合施設建設エリア				

	公民館	9：00～22：00	9：00～22：00	9：00～22：00	―
	児童館	9：00～17：00	9：00～17：00	9：00～17：00	―

９．事業費検討の前提（案）

事業費検討にあたって、以下の項目について考慮が必要であると考えています。

（１） 施設の ZEB 化

相模原市では、令和１２（2030）年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当を目指しており、本施設においても、ZEB Ready 以上の達成を目指します。

市施設の ZEB 化

- 令和 12(2030)年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当を目指します。太陽光発電設備の設置も併せて検討し、より上位の ZEB を満たすことが可能なものについては、積極的に上位の基準を目指すものとします。
- 市施設の改修を行う際は、省エネルギー性能の向上を目指し、省エネルギー基準の達成や ZEB 化に向け取り組みます。

出所：第 2 次相模原市地球温暖化対策計画（改訂版）～さがみはら脱炭素ロードマップ 2050～

１０．事業全体のスケジュール

令和７年度に基本計画を策定し、以降、設計・工事を経て、令和１２年度の供用開始を目指していますが、本サウンディング型市場調査の結果なども踏まえて今後精査します。

なお、整備にあたっては、療育センター陽光園や保育園等を先行して整備を想定しています。

図表　想定スケジュール

<table>
<tr><th>年　度</th><th>校舎改修・Ｂ棟解体エリア
（療育センター陽光園・保育園等）</th><th>複合施設建設エリア
（公民館・児童館）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">令和６年度</td><td></td><td>市民検討会</td></tr>
<tr><td colspan="2">青葉小学校閉校（Ｒ７．３末）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和７年度</td><td colspan="2">基本計画の策定</td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本・実施設計
↓
改修工事
↓
供用開始</td><td></td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td rowspan="5">基本・実施設計
↓
改修工事
↓
供用開始</td></tr>
<tr><td>令和９年度</td></tr>
<tr><td>令和１０年度</td></tr>
<tr><td>令和１１年度</td></tr>
<tr><td>令和１２年度</td><td></td></tr>
</table>

※従来方式を想定した場合のスケジュールであり、地域との検討状況や事業手法により変更となる場合があります。